

**県と市町の新しい関係づくり協議会
協議経過報告**

平成 19 年 10 月 26 日

目 次

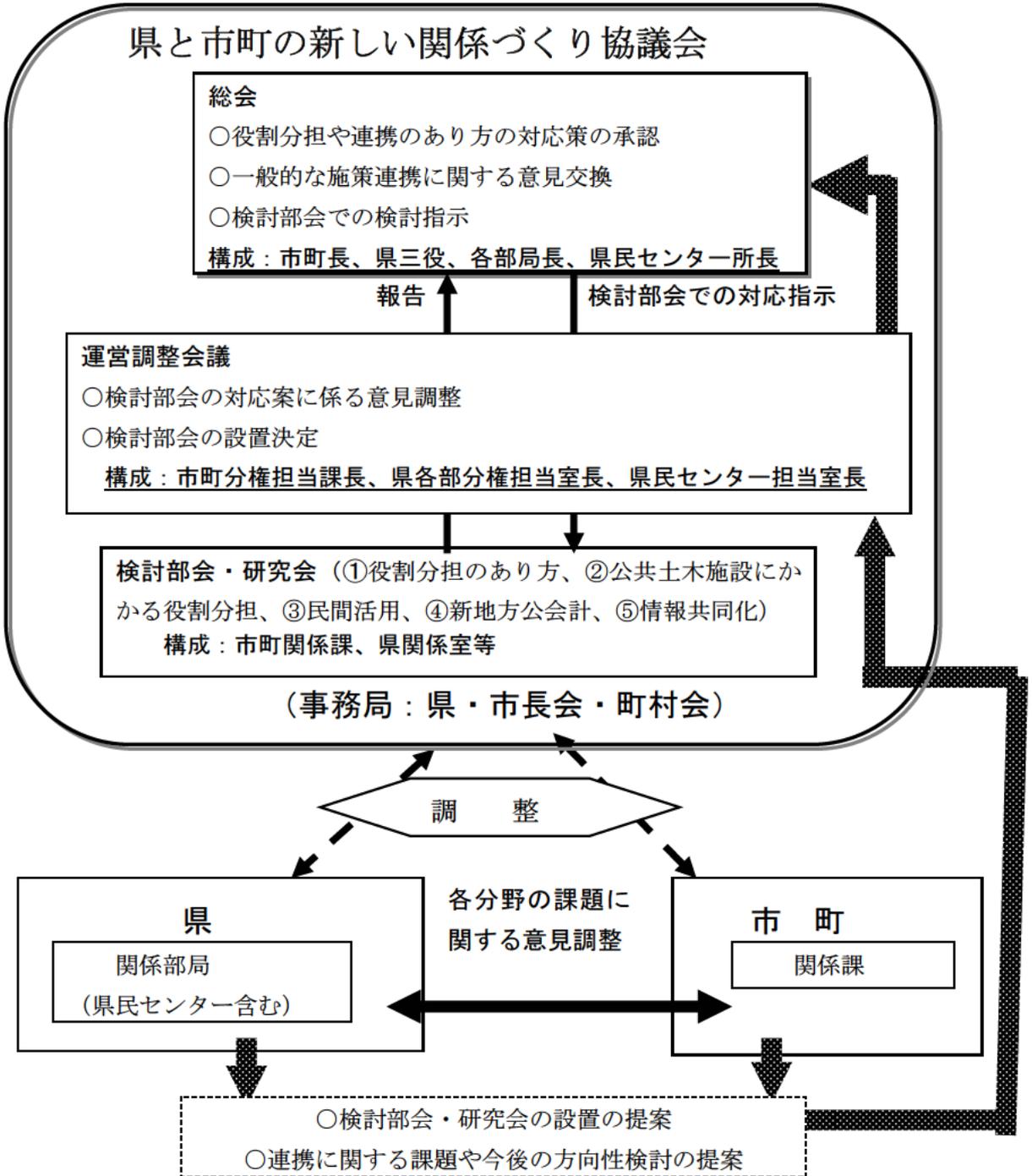
． 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み	
（ 1 ） 協議の仕組み	1
（ 2 ） 協議会の構成等	2
． 運営調整会議開催結果	2
． 検討部会協議状況	3
県と市町の役割分担のあり方検討部会	5
公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会	19
民間活力の活用のあり方に関する検討部会	25
新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会	29
情報システム等の共同化検討部会	33
． 新規検討部会の設置	39
「人口減少と地域社会」についての検討部会	39

《参考資料》

（ 1 ） 県と市町の新しい関係づくり協議会規約	43
（ 2 ） 検討部会の運営に関する規程	47

I. 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み

(協議の仕組み)



協議会の構成等

	メンバー
総会	会長：知事
	副会長：市長会会長、町村会会長、副知事
	委員：各市町長、出納長、各部局長・県民センター所長
運営調整会議	市町地方分権担当課 県各部局地方分権担当室、各県民センター地域防災担当室
検討部会	①県と市町の役割分担のあり方検討部会 ②公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会 ③民間活力の活用のあり方に関する検討部会 ④新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 ⑤情報システム等の共同化検討部会 (新規) ⑥「人口減少と地域社会」についての検討部会
	メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※ 必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、県地方分権・広域連携室、県担当室

Ⅱ. 運営調整会議の開催結果

第1回 平成19年4月26日

- (事項)
- ・県と市町の新しい関係づくり協議会の今後の取り組みについて
 - ・検討部会の設置・メンバー募集について

第2回 平成19年10月18日

- (事項)
- ・第3回総会（10月26日開催）について
 - ・各検討部会の活動報告について
 - ・新規検討部会の設置について
「人口減少と地域社会」についての検討部会

Ⅲ. 検討部会の協議状況

検討部会・研究会名称	検討部会での検討事項及び検討状況
<p>① 県と市町の役割分担のあり方検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施 ② 調査結果の整理（事務分野別、主体・手法等の性質別） ③ 事務分野ごとの役割分担のあり方検討 ④ 役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方や仕組みづくりの検討 <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県と市町の役割分担のあり方調査」を実施し、検討部会に二つの分科会を設置して、地球温暖化啓発、消費者相談などの7つのテーマごとに県と市町の実務担当者を交えた検討を行い、テーマごとの課題の抽出と今後の方向性について検討を行った。 ・生活交通と交通安全啓発を担当する県と市町の実務担当者が、役割分担の今後の方向性をまとめることを目的にしたワーキング・グループ（WG）を設置し、調査・検討を集中的に行った。 ・今後は、検討部会の調査結果と分科会、WGの検討内容、第二期地方分権改革の進捗状況等を踏まえ、県と市町の役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方の取りまとめを行うとともに、それが継続して行われるような仕組みづくりについても検討を深めていく。
<p>② 公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設の社会的役割、現行の施設管理の状況・課題についての検討 ② 公共土木施設に関する今後の県と市町の役割とそれに基づく方向性についての検討 <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設ごと（道路、河川・砂防、港湾・海岸、都市公園）にWGを設置し、法令上の位置付け、維持管理上の課題・問題点等について、情報共有・意見交換を行った。 ・今後は、住民の視点に立った効率的・効果的な管理のあり方を検討するとともに、公共土木施設にかかる県と市町の役割分担の基本的な考え方と、今後の方向性を示していく。

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況・結果
<p>③ 民間活力の活用のあり方に関する検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>① 民間活力の活用における考え方、取組状況、課題についての情報共有</p> <p>② 新しい民間活力の活用手法の導入についての課題の整理、推進方策の検討</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい民間活力の活用手法である、市場化テストについて外部講師を招いての講演会を行うなど、研究・協議を行った。 ・指定管理者制度など、その他の民間活力の活用手法についても、課題について整理し、検討を行う。
<p>④ 新公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>① 「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究</p> <p>② 資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方の検証</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省方式改訂モデルと現行総務省方式の比較を行い、総務省改訂モデルの作成ポイントについての検討を行った。 ・総務省、及び浜松市職員を講師として「地方公会計セミナー」を開催し、当該制度の内容等についての理解を深めた。 ・実作業に係るワーキング・グループ（WG）を設置して、売却可能資産の洗い出し等の検討を行っている。 ・今後は、各市町における公会計検討の一助となるよう、検討結果を提供し、中間報告書を作成する。
<p>⑤ 情報システム等の共同化検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①共有デジタル地図整備と利活用方策について</p> <p>②電子申請、電子入札、入札参加資格者登録・受付等にかかる情報システム等の共同化について</p> <p>③情報セキュリティ対策などの共同での取組について</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有デジタル地図の整備については、空中写真成果や整備している共有デジタル地図に関する運用・更新方法やその利活用について協議を行っている。 ・入札参加資格者登録・受付業務については、基本的な共同化実施内容について合意を得られた。今後更に詳細を協議の上、今年度からの共同化実施に向けて協議を進めて行く。 ・電子入札システム等についても更に検討を継続し、合意を得られたシステムについて、共同化を目指す予定。

① 県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

地方分権改革の進展に伴い、県と市町の役割分担については、住民に身近な市町をより重視したものに目直し、県と市町を通じた効率性の向上、行政サービスの質的向上を図ることが求められています。

このため、県と市町の役割分担の現状、課題を調査し、県と市町の適切な役割分担のあり方を検討します。

検討部会メンバー 23名（市町13名、県10名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／行政経営課	四日市市／政策課	政策部政策総務室	総務部経営総務室
伊勢市／総務課	桑名市／政策課	防災危機管理部危機管理総務室	生活部生活総務室
鈴鹿市／総務課	名張市／行政改革推進室	健康福祉部健康福祉総務室	環境森林部環境森林総務室
○亀山市／行政改革室	熊野市／総務課	農水商工部農水商工企画室	県土整備部県土整備総務室
伊賀市／行政改革・政策評価推進室	菰野町／総務課	教育委員会事務局教育総務室	◎政策部地方分権・広域連携室
朝日町／総務税務課	明和町／企画課		
大台町／総務課			

助言者●四日市大学／岩崎 恭典 教授、四日市大学／小林慶太郎 准教授
事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県 政策部地方分権・広域連携室

検討事項

- ①事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施
- ②調査結果の整理（事務分野別整理、実施主体・手法の性質別整理等）
- ③事務分野ごとの役割分担のあり方検討（分科会、ワーキング・グループ）
- ④役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方や仕組みづくりの検討

開催実績

(平成18年度)

第1回 [7/3] ⇒ 協議計画書により今後の進め方説明

役割分担のあり方調査の実施について

第2回 [9/11] ⇒ 役割分担のあり方調査(速報)について

役割分担のあり方の検討方法について

第3回 [11/20] ⇒ 役割分担のあり方調査結果について

ワーキンググループ(WG)の設置について

第4回 [1/23] ⇒ 調査結果に基づく、実施主体・手法等の性質ごとの

役割分担のあり方の検討について

第5回 [3/20] ⇒ 平成19年度の進め方について

分科会方式でのテーマ別の検討

(平成19年度)

[第1分科会]

第1回 [6/5] ⇒ 地球温暖化啓発についての検討

(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県1名・市町3名)

第2回 [7/17] ⇒ 自主防災組織の活性化支援についての検討

(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県3名・市町2名)

第3回 [9/11] ⇒ 廃棄物の不法投棄防止についての検討

(部会メンバー：県2名・市町4名、担当職員：県2名・市町3名)

[第2分科会]

第1回 [6/6] ⇒ 消費者相談についての検討

(部会メンバー：県3名・市町4名、担当職員：県1名・市町3名)

第2回 [7/19] ⇒ NPO活動の支援、

民生委員・児童委員の推薦、委嘱についての検討

(部会メンバー：県3名・市町4名、担当職員：県2名・市町1名)

第3回 [8/23] ⇒ 母子保健についての検討

(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県2名・市町1名)

第6回 [10/10] ⇒ 第1・第2分科会での検討内容について、

ワーキンググループ(WG)での検討について

ワーキング・グループの開催実績

(1) 生活交通WG・・・市町自主運行バスなど生活交通の確保に関する検討

(メンバー：市町 14 名、県 2 名、事務局：政策部交通政策室)

オブザーバー：中部運輸局、三重交通㈱

助言者：名古屋大学大学院 加藤博和 准教授)

(平成18年度)

・第1回 [1/15] ➡ 協議計画書により今後の進め方の協議

生活交通を取り巻く現状と課題について

(平成19年度)

・第2回 [4/11] ➡ 加藤准教授講演「地域公共交通政策の進め方と

道路運送法改正」について

県の課題と方向性について

・第3回 [7/11] ➡ 自主運行バスの運行形態について

地域公共交通会議について 等

・第4回 [9/5] ➡ 乗合タクシー等について

生活交通確保のための県の役割・支援について

(2) 交通安全啓発等WG・・・交通安全事業等にかかる啓発事業の検討

(メンバー：市町 9 名、県 6 名 (内、県民センター3名))

事務局：生活部生活総務室)

(平成18年度)

・第1回 [12/27] ➡ 協議計画書により今後の進め方の協議

交通安全啓発実施状況調査の実施について

・第2回 [2/6] ➡ 法令からみる交通安全事業について

交通安全啓発実施状況調査の結果について

交通安全啓発に関する課題について

・第3回 [3/13] ➡ 交通安全啓発に関する課題に対する取組について

検討内容及び検討結果

1 県と市町の役割分担のあり方に関する調査の実施（４９６の見直し意見）

（１）事業分野ごとの意見の分類

事業分野	主な事業	県担当部局	意見数
住民啓発	人権啓発(3) 同和問題啓発(2) 男女共同参画啓発(6) 青少年育成啓発(2) 交通安全啓発(2) 消費者啓発(2) 多文化共生関連啓発(9)	生活部	26
地域づくり・ NPO支援	生活創造圏全般(8) NPOとの協働(8) NPO活動の支援(3)	政策部 ・生活部	19
住民相談	人権相談(2) 女性相談(5) 青少年育成相談(1) 交通安全相談(3) 消費者相談(4) 多文化共生関連相談(2)	生活部	17
IT活用・ 環境整備	行政情報の提供(1) 情報システム共同化(6) IT相談・研修(5) 情報通信環境づくり(5)	政策部	17
ハードの まちづくり	住民参画のまちづくり(5) 景観づくり(2) 屋外広告物(2) 建築基準法事務(2) 建築許可(1) 用途地区指定(2)	県土整備部	14
社会資本 維持管理	河川維持管理(2) 海岸維持管理(3) 道路維持管理(2) 道路台帳整備(3) 漁港整備管理(3)	県土整備部 ・ 農水商工部	13
健康づくり	健康づくり活動(1) 食生活改善(3) こころの健康づくり(4) 歯と口の健康づくり(3) 健診・相談(1)	健康福祉部	12
福祉相談支援	児童相談・支援(4) 障害者相談・支援(8)	健康福祉部	12

事業分野	主な事業	県担当部局	意見数
資源循環	廃棄物処理・リサイクル(4) 廃棄物不法投棄(6) 資源循環(1)	環境森林部	11
防災力強化	防災全般、防災啓発(2) 自主防災組織の活性化(3) 防災リーダーの養成(2)等	防災危機 管理部	9
生活交通	生活交道路線維持(4) 自主運行バス維持(4)	政策部	8
安心安全 まちづくり	自主防犯(1) 防犯協会(1) 地域防犯(2) 防犯施設(3)	生活部・ 警察本部	7
統計業務	各種統計調査事務(6)	政策部	6
福祉医療費給付	福祉医療費助成(6)	健康福祉部	6
観光	観光商品づくり(2) 観光空間整備(1) 観光情報発信(3)	農水商工部	6
公営住宅	公営住宅の供給、整備、管理(6)	県土整備部	6
母子保健	相談事業(3) 未熟児対策(2)	健康福祉部	5
医療保険制度	保険税の通知、徴収等(4) 老人保健事業(1)	健康福祉部	5
環境啓発	地球温暖化問題啓発(4) 新エネルギー導入啓発(1)	環境森林部	5

(2) 役割分担の見直しの意見の性質による意見の分類

主体	手法	意見件数
A 市町の 役割強化	A 1 市町への事務・権限移譲	3 1 件
	A 2 重複・重層する事務の市町・市町の広域 行政組織への実施主体一本化	2 9 件
	A 3 市町の専門性強化	8 件
	A 4 市町の役割を強化する役割分担	3 3 件
B 県の 役割強化	B 1 重複・重層する事務の県へ実施主体一本 化	1 0 7 件
	B 2 県の支援強化	4 2 件
	B 3 県の専門性強化	9 件
	B 4 県の役割を強化する役割分担	2 0 件
C	県と市町の連携の強化	1 1 4 件
D	県と市町の役割分担	7 6 件
E	民間の役割強化	1 9 件
F	法・条例改正	8 件
	計	4 9 6 件

2 分科会方式による、テーマ別の検討

「県と市町の役割分担のあり方調査」の結果、見直し意見の多い事務、検討する意義が高い事務について、検討部会に2つの分科会を設置して、地球温暖化啓発、消費者相談などのテーマごとに県と市町の実務担当者を交えた検討を行い、課題の抽出と今後の方向性について検討を行った。

	第1分科会（産業まちづくり） 政策・防災・環境森林・農商・ 県土整備・企業庁	第2分科会（生活福祉教育） 総務・生活・健康福祉・教育・ 病院
分科会（1回）	地球温暖化啓発（環森）	消費者相談（生活）
分科会（2回）	自主防災組織支援（防災）	NPO活動支援（生活） 民生委員委嘱（健福）
分科会（3回）	不法投棄防止（環森）	母子保健（健福）
分科会（4回） 予定	中小企業支援（農商）	男女共同参画啓発（生活）
分科会（5回） 予定	統計調査（政策）	県民文化祭（生活）

【第1分科会】（産業まちづくり分野）

（1）地球温暖化に関する普及啓発活動

現状	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、県と市町は、ともに地球温暖化対策について必要な施策を講じることとされている。</p> <p>県は、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動支援を行いつつ、県内各地で普及啓発活動をおこなっている。市町は、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員を活用しながら市町域での啓発活動を行うほか、一部の市町では市内の活動推進員の活動の場づくりに取り組んでいる。</p>
望ましい姿	<p>市町の住民との近接性、県の専門性と効果的に広域的な取組が行える点を踏まえ、啓発の対象や専門性を考慮し、県と市町で十分調整を行ったうえで、両者が連携して実施することが望ましい。</p>
役割分担の方向性	<p>県は、地球温暖化啓発に果たす役割の大きい地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が活用されるよう、その体制整備や育成のほか、先進的な取組などの市町との情報共有に取り組む。</p> <p>市町は、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員を活用しつつ、他市町の取組等も参考としながら、市町域での啓発に取り組む。</p>

(2) 自主防災組織の活性化支援

現状	<p>「災害対策基本法」では、自発的な防災組織の充実が市町の役割とされ、県は市町の防災事務を支援し、市町と相互に協力すべきこととされている。</p> <p>具体的には、市町は自主防災組織の組織化、組織間のネットワーク化にとりくんでおり、自主防災組織の啓発、研修については、県と市町がともに実施している。</p>
望ましい姿	<p>自主防災活動は、住民生活に密着した取組のため、自主防災組織の組織率、訓練等実施率の向上ための研修、訓練等の日常的な支援は、市町が主体的に実施する。</p> <p>県は、専門性強化のため人材育成等の側面的な支援を行う。</p>
役割分担の方向性	<p>研修、訓練、啓発、資機材の確保等、自主防災組織の活性化支援は、基本的に市町が行う。</p> <p>県は、広域的なネットワーク化、情報提供に加え、専門性の高いものや、「山間地域などの孤立問題」、「要援護者対策」等の課題解決のため、必要な支援を行う。</p>

(3) 廃棄物の不法投棄防止

現状	<p>「廃棄物処理法」では、市町は「一般廃棄物」、県は「産業廃棄物」と廃棄物の種類によって役割分担されているが、その判別がしにくいもの、又は混合したものがあり、両者が対応せざるを得ない場合がある。</p>
望ましい姿	<p>不法投棄の発生情報等に対して、最も身近で迅速に行動できる市町が対応する。産業廃棄物においても立入検査に関する協定を締結することにより、市町が立入権限を活用することにより、早期発見・早期是正が可能となる。</p>
役割分担の方向性	<p>産業廃棄物においても、県との協定締結により、市町が早期発見・未然防止を主たる役割とし、県は、その後の監視・指導を主たる役割とする。</p> <p>県と市町等での情報交換・意見交換をする場を設けることによって連携を強化し、そこを通じて実効性のあるガイドランを連携して作成し、県と市町の役割分担を明確していく。</p>

【第2分科会】(生活福祉教育分野)

(1) 消費者相談

現状	<p>平成16年の消費者基本法改正によって、県とともに市町も消費者相談の窓口を担うことになった。</p> <p>消費者トラブルは多様化、巧妙化しており、相談に専門性がより求められるようになってきているが、多くの市町は職員が他の業務と兼務で行っており、専門性の強化が求められてきている。</p> <p>市町村合併による領域規模の拡大で、市町での対応を充実させる環境が整いつつあるところも存在。</p>
望ましい姿	<p>消費者にとってレスポンスタイムも短く、総合的に解決できる身近な市町が相談対応することが望ましい。</p>
役割分担の方向性	<p>市町、または近隣市町との共同組織が基本的に対応し、県は市町におけるワンストップサービスに向けた専門性の強化をはかる研修等の支援を行う。</p> <p>県は、主として高度の専門性または広域の見地への配慮を必要とする案件に対応するとともに、センター未設置等の市町を支援していく。</p>

(2) NPO活動の支援

現状	<p>ボランティアや市民活動に対する社会的関心の高まりとともに、法人格を取得するNPOも増加し、県においては、「新しい時代の公」の考え方のもと、NPOは公を支える担い手になりつつある。また、市町においても、NPOがNPO支援組織とともに地域づくりに力を発揮しつつある。</p> <p>しかし、地域のNPO支援センターが多くの市町に設置されておらず、既存の市民活動センターについても、活動基盤（人材、施設、財政、情報）の一層の強化やセンター間での情報共有等のネットワーク化が必要である。</p>
望ましい姿	<p>市民にとって身近で地域の市民活動の状況を把握している市町や市民活動センターがNPOを支援することが望ましい。</p> <p>地域の市民活動センターを繋ぐ交流の促進やネットワーク化については、県が担うことが相応しい。</p>
役割分担の方向性	<p>市町の市民活動担当部署や市民活動センターが、他の市町とも連携しながら、NPOを支援し協働して公を担っていく。</p> <p>県は、地域の市民活動センターの整備を支援するとともに、市町の市民活動担当部署の充実強化を通じて、交流の促進やネットワーク化（支援力向上）を支援する。</p> <p>県と市町が、ともにNPO中間支援組織、NPOとの協働取組、補助金支援等においては、情報共有や連携を密にして行っていく。</p> <p>また、NPO法人認証業務は、体制の整った市町から権限移譲を行っていくことも検討課題である。</p>

(3) 民生委員の委嘱・推薦

現状	<p>民生委員法により、市町→県→国（厚生労働省）の流れで推薦すると定められているため、市から直接厚生労働大臣へ推薦できない。</p> <p>市町が推薦を行ってから委嘱通知を受け取るまで1～2ヶ月程度の日数がかかっており、委嘱通知が届くまでの間、民生委員・児童委員の身分を証明するものがなく活動がしにくい。</p>
望ましい姿	<p>補完性の原理に基づき、地域福祉の担い手を地域の実情に精通した行政機関が、推薦・委嘱を行うことができることが望ましい。</p>
役割分担の方向性	<p>次の何れかの方策について、国（厚生労働省）等へ法改正を求めてはたらしかけ、望ましい姿への実現を図る。</p> <p>①厚生大臣から県知事（更には市町長）への民生委員の委嘱者の変更。 ②民生委員の推薦・委嘱に関する県の事務権限を一般市（町）に移譲する。</p>

(4-1) 母子保健（乳幼児健康診査）

現状	<p>市町の事務として行っているが、開催回数は市町によって異なり、心理相談担当者等、市町では人材確保が困難な場合がある。</p>
望ましい姿	<p>住民に身近な市町が母子保健サービスの提供主体として担い、専門性や地域における必要に応じ、県が支援したり連携を深めたりする。</p>
役割分担の方向性	<p>県は専門的で市町で実施困難な心理相談等を支援し、また、地域性を考慮して適切な支援をしていく。</p>

(4-2) 母子保健（未熟児訪問指導）

現状	<p>県が未熟児と判断したケースについて訪問指導をしており、市町は未熟児に限らず、こんにちは赤ちゃん事業や新生児訪問事業をしており、訪問が重複する場合がある。</p> <p>県・市町・医療関係者間で未熟児に関する情報の伝達方法は担当者によってばらつきがあり、情報共有が円滑になされない場合がある。</p>
----	--

望ましい姿	専門的知識と経験を兼ね備えた県が担当し、市町は県と情報共有し、母子保健サービスを適切に行う。
役割分担の方向性	<p>県・市町・その他関係機関が情報を提供しあえる、連絡票の内容や様式を統一させる。</p> <p>保健所単位で、必要に応じ市町の新生児訪問担当者の技術や知識向上のため、研修会や連絡調整会議を開催する。</p> <p>市町が一括して母子保健事業を行えるよう、未熟児訪問指導を市町へ権限移譲することも将来的な選択肢として位置づけられる。</p>

3 ワーキング・グループ（WG）での検討

市町の自主運行バス等の生活交通と交通安全啓発を担当する県と市町の実務担当者が、役割分担の今後の方向性をまとめることを目的にしたワーキング・グループ（WG）を設置し、調査・検討を集中的に行った。

（1）生活交通WG・・・市町自主運行バスなど生活交通の確保に関する検討

現状	<p>モータリゼーションの進展や過疎化の進行により、公共交通機関を取り巻く環境は厳しく、乗合バス事業者路線の廃止が現実のものとなっている。</p> <p>しかしながら、地域住民、特に交通手段を持たない高齢者や学生等のいわゆる交通弱者にとって公共交通機関は必要不可欠であることから、市町の廃止代替バスやコミュニティバスにより維持・確保がなされている。地方の厳しい財政状況のなか、公共交通の維持・確保が困難な状況となっており、今後、地域の特性に応じた生活交通体系を構築していく必要がある。</p>
現在担っている役割	<p>地域公共交通を守り育て、地域住民が社会的な環境条件によって移動手段を喪失することがないようにすることは、地域経営の基本的な課題である。</p> <p>このため、市町においては、廃止代替バスやコミバス等を運行し、地域住民の生活交通の確保に努めている。</p> <p>一方、県は、国と協調して交通事業者の広域幹線路線に対する支援、退出意向のある路線への支援（第3種補助）、市町自主運行バスへの支援を行っている。</p>
市町の課題	<p>住民の理想（あれば良い）と現実（利用しない）にギャップがあり、住民意向が反映できる仕組みづくりや運行に関する合意形成が必要である。</p> <p>交通空白地における生活交通や交通弱者の交通手段をいかに効率的かつ効果的に確保できるか。</p> <p>一体感のある効率的なバス交通システムの構築や市町村合併後の体系、料金を早期に再編する必要がある。</p> <p>利用が低迷すれば自主運行バスの存続が困難となるため、利用者増加の方策が必要である。</p> <p>生活バス路線維持に係る財政負担が増大している。</p> <p>事業者路線との競合問題や、事業者路線と市町が担う公共交通の整理が必要である。</p> <p>NPOバスの活性化と運営経費を確保する必要がある。</p>
県の課題	<p>バス交通のあり方に関する将来に向けた計画を作成する必要がある。</p> <p>交通事業者及び市町からの補助要望額が増加しており、要望額を全額交付することが困難となっている。</p> <p>県補助は、運行費補助の形態であり、インセンティブがはたらきにくい。</p> <p>補助対象が市町に限定されるため、NPO等の自主運行バスが対象となっていない。</p> <p>公共交通を将来に向けて維持・確保するためには、住民啓発を十分に行い、地域が主体となって地域公共交通を守り育てる気運の醸成が必要である。</p>

今後のワーキングの取組	<p>県の課題、市町の課題を踏まえた上で、先進事例の研究（自主運行バス、乗合タクシー等）を行い、情報提供を行う。</p> <p>将来に持続可能な生活交通確保に向け、県と市町の役割分担の基本的な考え方を導き、そこから、県と市町に求められる役割と取組を検討していく。</p>
-------------	---

(2) 交通安全啓発等WG・・・交通安全事業等にかかる啓発事業の検討

<p>現状 (法令上の役割分担)</p>	<p>交通安全対策基本法において、県と市町はともに交通安全の施策を講じる責務がある。</p> <p>県と市町の義務：交通安全計画の作成・実施の推進 県は義務、市町は任意：交通安全対策会議の設置、交通安全実施計画の作成</p> <p>また、第8次三重県交通安全計画では、「交通安全教育・普及啓発活動については、県・市町、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進される」ことを求めている。</p> <p>なお、県内の多くの市町は交通安全にかかる条例を制定しているが、具体的な施策をまとめた交通安全実施計画はほとんど整備されていない。</p>
<p>県と市町の事業内容</p>	<p>(県と市町の双方が実施)</p> <p>法に基づく四季の交通安全運動等の啓発事業(チラシ、ポスター、懸垂幕、のぼり旗、啓発物品、広報車、広報誌、ケーブルテレビの活用、交通フェスタの開催等)また、交通事故の多発市町については集中的に投資するなど、市町でも積極的に取り組んでいる。</p> <p>(県事業) テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアを通じて広域的に県民へ周知する他、高齢者、母親、飲酒対策等個別目的でも県民への周知を実施。 (市町事業) 対象者別の教育を兼ねた啓発事業を実施する等、主体的な事業も多い。</p>
<p>役割分担の基本的考え方</p>	<p>交通安全啓発は、交通安全対策基本法に基づき、国及び地方公共団体が一体となって反復継続して取り組んでいく事業であり、県と市町の役割を明確に分けて取り組むことは困難である。</p> <p>しかし、情報共有を図り、連携を密にしながら効率性をあげる必要があるため、<u>(1) 県が取り組むこと</u>、<u>(2) 市町が取り組むこと</u>、<u>(3) 県と市町がともに取り組むこと</u>、<u>(4) 県と市町の連携</u>、の4点について基本的な役割分担のあり方を検討した。</p>
<p>交通安全啓発のため県と市町が取り組むべきこと</p>	<p><u>(1) 県が取り組むこと</u></p> <p>(広域事務) 県内の複数市町に及ぶ事務(例えば、交通安全啓発に係るテレビ・ラジオ・新聞等による広報)。 (連絡調整事務) 市町及び関係機関が実施する交通安全対策に係る調整、法令・条例・規則・交通安全関係データ等の情報収集と発信。 (補完的事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の規模では実施していない企業・団体等への意識啓発 ・交通情勢に基づいた緊急課題等に対応した特化的事業等 ・市町の取組が十分でない部分(高齢運転者(60～69歳)の研修など) <p>その他、市町に情報が無い、人的制約があるなどの現実的な課題がある場合、主体的な市町の取組に対し、情報提供、助言、支援などを行う。</p>

<p>交通安全啓発のため県と市町が取り組むべきこと（つづき）</p>	<p><u>(2) 市町が取り組むこと</u></p> <p>市町は住民に身近な基礎自治体として、地域の交通事情に照らし、交通安全計画の策定（法 25 条 義務規定）、交通安全対策会議の設置（法 16 条 任意規定）、交通安全条例の制定（任意）のほか、地域住民、地域団体へ働きかけ、住民本意の交通安全対策（啓発）に取り組む必要がある。</p> <p>また、交通事故死者抑止目標数を設定、交通事故死者数等の情報提供、注意喚起の実施など、交通安全意識の高揚を図る取組も必要である。</p> <p><u>(3) 県と市町がともに取り組むこと</u></p> <p>県及び市町の情報共有、情報発信、行政職員の意識向上が必要である。</p> <p>①情報共有の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季の交通安全運動の前に各団体の取組を情報交換を行う場の設定。 ・各地域の交通対策協議会への県民センターの参画のあり方の明確化。 ・各地域課題、緊急課題、県の補完的役割に関する意見交換の場の設定。 <p>②情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通死者数の全県的発信を行う。 ・地域内での交通死者数の情報発信、注意喚起を行う。 <p>③行政職員の意識向上</p> <p>県・市町職員の交通安全意識を向上させる取組が十分ではないため、職員研修の実施、職員の街頭啓発活動など交通安全に係る取組を行う。</p> <p><u>(4) 県と市町の連携</u></p> <p>県・市町ともに、人的、財政的制約といった現実的な問題があるため、めざすべき連携のあり方について、認識の共有、意見交換、連携の方向性の検討を行う場が必要と考えられる。</p>
<p>今後の取組対応</p>	<p>交通安全啓発事業に係る県・市町の取組は、交通安全対策基本法の規定を踏まえる必要があるが、まだ、十分に対応・整備されていない状況もあるため、今後、次のような取組を行っていく必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に計画・条例等の策定を行い、法的環境整備を整える。 ・法的環境整備のため、県と市町の情報共有、情報発信、連携強化を行う。 ・法的環境整備に基づき、関係団体等の連携強化を図れるよう、組織・財政的な体制整備の強化を図る。 ・地域住民を交えた関係団体と連携により、適切に事業を実施する。 <p>今後、各行政機関・関係団体等が特性を活かし、相互の連携強化や相互補完を行いながら、一体となって効果的かつ効率性の高い普及啓発事業を展開し、県民の安心で安全な生活の確保を目指すこととする。</p>

今後の予定

- 1 検討部会におけるワーキング・グループ（WG）と分科会での検討により、県と市町の役割分担のあり方の検討を深めていきます。
- 2 検討部会の調査結果と検討内容とともに、第二期地方分権改革の進捗状況、県と市町におけるこれまでの役割分担の検討結果等も踏まえ、県と市町の役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方の取りまとめを行います。
- 3 その際、県と市町を通じた効率性の向上と行政サービスの質的向上に向けた役割分担の明確化や適正化が継続して行われるような仕組みづくりについても検討を深めます。

「県と市町の役割分担のあり方検討部会」協議方法

県と市町の役割分担の考え方

県と市町の役割分担のあり方調査

(縦串)

(横串)

事務分野別の役割分担のあり方検討

性質(主体・手法)別の役割分担のあり方検討

【ワーキング・グループ】
(WG)で検討

【検討部会で検討】

【各市町・各部署で
検討】

調査結果の性質別分類(496)

ワーキング・グループ
(WG)で検討
・生活交通WG
・交通安全啓発等WG
……

業務中での
対応

既存の検討の
場での対応

必要により内容把握

性質別に分類分析

A1: 市町への事務・権限移譲	31
A2: 市町等への実施主体	29
A3: 市町の専門性強化	8
A4: 市町の役割を強化する役割分担	33
B1: 県への実施主体一本化	107
B2: 県の支援強化	42
B3: 県の専門性強化	9
B4: 県の役割を強化する役割分担	20
C: 県と市町の連携強化	114
D: 県と市町の役割分担	76
E: 民間の役割強化	19
F: 法・条例改正	8

WGで要検討の
事業分野

分野(WG)別の役割分担検討

- ・現状課題分析
- ・見直し方向性
- ・実施スケジュール・手法

既存資料の活用

- ・事務分野ごとの県行政計画、
県と市町の合意事項
- ・平成16～17年度 協議会
連携協力検討部会の成果
- ・地方分権推進計画、国審議会等の
全国規模の役割分担の検討結果 等

性質別(A1等)の論点ごとに検討

- ・法・条例・計画等における役割分担の
位置づけ
- ・重層・重複の実態、役割分担の
今後のあり方の方向性
- ・事業・事務の見直し方向

* 必要により、事務担当室課に調査・会議出席を依頼。

< 事務分野ごとの役割分担の考え方と今後の方向 >

- ・基本的考え方
- ・具体的な事業・事務の方向性
- ・合意形成を経た分野での実施スケジュール・手法

県と市町の役割分担のあり方検討部会 最終とりまとめ構成イメージ（案）

1 検討部会の設置目的

2 県と市町の役割分担の考え方

- ・ 地方自治法（基礎自治体優先・県の事務等）
- ・ 三重県の考え方（地方分権推進方針・経営改善プラン・戦略計画）
- ・ 役割分担の階層性と明確化と適正化に向けた検討の必要性

3 検討部会の調査結果

- ・ 調査目的、調査方法、全体イメージ、見直しのイメージ
- ・ 調査内容（既存データ活用）
- ・ 調査結果（意見の事務分野別・性質別の整理）

4 調査結果の検討方法

5 事務分野ごとの役割分担の課題と方向性

- ・ 事務分野ごとの調査結果の特徴
- ・ WG（生活交通・交通安全啓発）、分科会の検討結果を例示

6 役割分担の明確化と適正化に取り組む際の留意点

- ・ 多様な意見
- ・ 市町の規模、地域特性の考慮

7 三重県や全国の各種機関における役割分担に関する検討状況

- ・ 県と市町の新しい関係づくり協議会における検討
- ・ 三重県の各部局における県と市町村関係の検討
- ・ 第二期地方分権改革における県と市町村関係の改革方向

8 まとめ

9 県と市町の役割分担の明確化と適正化に向けた仕組みの提案

- ・ 第二期地方分権改革、法制度改正、条例移譲の動向の総会への定期報告
- ・ 必要により新たな検討の場を設置するとともに、県各部局や市町における役割分担に関する検討状況の総会への定期報告

② 公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

人口減少社会の到来など社会情勢が大きく変化するなか、公共土木施設については今後、新規投資とバランスをとりながら既存ストックの有効活用を図っていく必要があり、施設の維持管理等のあり方は、重要な課題です。

また、市町村合併が進み、市町の行政体制が強化されるなど、「補完性の原理」に基づき議論を行う環境が整いつつあります。

このため、住民の利便性の向上、市町における自主的な地域づくりの推進、事務処理の迅速化やコスト削減等の観点から、施設の社会的役割や現行の施設管理の状況・課題を踏まえたうえで、住民・県・市町にとっての効率的・効果的な公共土木施設のあり方について、基本的な方針を検討します。

検討部会メンバー 19名（市町15名、県4名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／道路維持課	四日市市／道路整備課	政策部地方分権・広域連携室	○県土整備部施設管理特命監
伊勢市／維持課	◎松阪市／土木課	県土整備部都市政策室	県土整備部建設政策特命監
桑名市／土木課	鈴鹿市／道路保全課		
名張市／管理室	亀山市／まちづくり整備室		
鳥羽市／建設課	志摩市／建設整備課		
伊賀市／道路河川課	大台町／建設課		
○大紀町／建設課	南伊勢町／建設課		
紀北町／建設課			

助言者●四日市大学／岩崎 恭典 教授、小林慶太郎 准教授

事務局●三重県県土整備部 維持管理室・都市政策室・県土整備総務室

検討事項

- ①検討対象施設について
- ②公共土木施設の社会的役割、現行の施設管理等の状況・課題について
- ③公共土木施設に関する今後の県と市町の役割とそれに基づく方向性について
- ③ 方向性実現に向けた課題・対応策及びスケジュールについて 等

開催実績

第1回 [7/13] ➡ 協議計画書により今後の進め方説明

- ①具体的な協議等スケジュール
- ②検討対象とする公共土木施設について
- ③WG（ワーキング・グループ）の設置及びメンバーについて

第2回 [10/1] ➡ 各WGでの検討状況報告と今後の進め方

《道路施設ワーキング・グループ》

第1回 [7/18]、第2回 [8/9]、第3回 [8/31]

《河川・砂防施設ワーキング・グループ》

第1回 [7/25]、第2回 [8/9]、第3回 [9/4]

《港湾・海岸施設ワーキング・グループ》

第1回 [7/25]、第2回 [8/7]、第3回 [8/29]

《都市公園ワーキング・グループ》

第1回 [9/19]

検討内容及び検討結果

- 1 各公共土木施設ごとの法令上の位置づけ等を再確認するとともに、市町・県の実態を踏まえた現行管理上の課題・問題点等について、情報共有及び意見交換を行いました。
- 2 他県等の先進的な取組について、現地調査を実施するなど、全国的な地方分権の流れに対する認識の共有を図りました。

今後の予定

- 1 ワーキング・グループでの検討を基本として、各公共土木施設ごとに、サービスの受け手である住民の視点に立った効率的・効果的な管理のあり方を検討するとともに、県と市町の役割分担の基本的な考え方と、今後の方向性を示していきます。

◎道路施設WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、伊賀市、大紀町 計7名 県：県土整備部 施設管理特命監、維持管理室、高速道・道路企画室、道路整備室、鈴鹿・津・松阪・伊勢・志摩・伊賀建設事務所 政策部 地方分権・広域連携室 計12名</p>
<p>検討予定項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の利便性の向上及び地域づくりを推進していく上での県道・市町道の役割分担の整理 ・それに基づく、今後の県道・市町道のあり方を検討していく上での課題・手法について検討
<p>これまでの検討内容（意見）等</p>	<p>◎第1回（平成19年7月18日） ①法令等に基づく県道の認定要件等について【情報共有】</p> <p>◎第2回（平成19年8月9日） ①地方分権改革（国の動き）、地方交付税の算定方法について【情報共有】 ②道路管理（パトロール、除草等）の現状と課題【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロール、修繕業務については、管理する道路が膨大であるのに対し、人員面での制約もあり十分に行えていないのが現状である。（市町） ・住民にとっては、道路が国道か、県道か、市道かということはわかりにくく、県道に関することでも市に通報があり、市から県に連絡をとるなど時間がかかるケースがある。（市町） ・県道が市道となった場合、これまでと同等のサービス水準が確保できるかといった点も課題である。（市町） <p>③法令等に基づく市町村道の認定要件等について【情報共有】</p> <p>◎第3回（平成19年8月31日） ①道路管理（占用許可等）の現状と課題【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者としての許認可については、各市町で取組の仕方や体制、件数などは異なるものの、どこでも対応に苦労している。（市町） ・許認可業務について、県と市町の担当者間で意見交換や情報交換をもっと進めるべきである。（市町） <p>②他自治体の事例について【情報共有】</p>
<p>今後の検討方向</p>	<p>先進自治体の事例等を参考にしながら、効率的・効果的な道路管理を進める上での、県と市町の役割分担・協力体制のあり方について更なる検討を進める。</p>

◎河川・砂防施設WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、志摩市、大台町 計8名 県：県土整備部 維持管理室、河川砂防室、施設管理特命監、尾鷲建設事務所、中勢流域下水道事務所 政策部 地方分権・広域連携室 計8名</p>
<p>検討予定項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・砂防施設の管理に係る現状と問題点の整理 ・河川・砂防施設の住民の視点に立った管理のあり方とそれに対する県、市町の役割分担について検討 ・具体的な取組内容とその実施方法の検討
<p>これまでの検討内容（意見）等</p>	<p>◎第1回（平成19年7月25日）</p> <p>①河川・砂防施設管理の現状と課題について【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の草刈りについては、自治会やボランティアへの委託でやっているところもあるが、住民が高齢化してきているという現状もある。（市町） ・樋門操作なども地元へお願いしているが、台風や浸水時には市職員が巡回して対応している。（市町） ・急傾斜地崩壊防止施設の設置主体は知事であるが、法令では、土地の所有者、管理者、又は占有者が適正に管理することとされており、公共性のあるもの等の整備はするが、基本的にはそれぞれの個人が対応すべきものである。（県） <p>◎第2回（平成19年8月9日）</p> <p>①河川・砂防施設のよりよい管理のあり方について【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川に限らず、ハード的なものは県で、除草や河川掘削、樋門の管理は市町で行うという役割分担も一つの方法である。（市町） ・当市では、地元の意見を聞きながら公園のような河川整備に着手しており、管理については地元で行ってもらおうこととしている。（市町） <p>◎第3回（平成19年9月4日）</p> <p>①今後のワーキングでの具体的検討事項の方向性について【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度も一つの手法ではあるが、河川管理が指定管理者制度に合っているかどうかは、やってみないとわからない。（市町） ・（急傾斜対策については、）事業主体をどうするかという点もあるが、個人の負担割合をどうしていくかというのも議論すべき課題である。（県） <p>②先進自治体の事例について【情報共有】</p>
<p>今後の検討方向</p>	<p>河川管理については、県・市町・住民が連携して行える手法、制度に、砂防関連施設については、急傾斜地崩壊防止施設の事業及び管理のあり方に絞って検討を進め、年度内に一定の方向性を示すことを目標として議論を進める。</p>

◎港湾・海岸施設WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、志摩市、紀北町、南伊勢町 計8名</p> <p>県：政策部地方分権・広域連携室 県土整備部 港湾・海岸室、維持管理室 尾鷲建設事務所事業推進室、松阪建設事務所企画保全室 計9名</p>
<p>検討予定項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設と海岸施設の現状と課題について ・港湾施設と海岸施設の管理のあり方及び役割分担について ・具体的取組内容と実施方法について
<p>これまでの検討内容（意見）等</p>	<p>◎第1回（7月25日）</p> <p>①海岸・港湾の法令上の考え方【情報共有】</p> <p>②海岸・港湾管理にかかる現状と課題について【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後2～3年しか経っておらず、市町内部の組織体制も整っていない。 ・ 市町で管理していないため、区域内の海岸・港湾の状況が十分に把握できていないというのが実情である。（市町） ・ 地元で管理すると一番よいのであろうが、同じ市町のなかでも組織が分かれていて対応が遅くなることもあるし、財政面の問題もある。（市町） <p>◎第2回（8月7日）</p> <p>①役割分担の基本的な考え方について【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでどおり、県が管理しているものは県がやり、委託を受けている樋門の操作や海岸清掃については、市町でやっていくべきと考えている。（市町） ・ 役割分担については改めて検討する必要がないのではないかと。今までどおり施設管理者である県が管理してほしい。（市町） ・ 5年後、10年後といった長いスパンで、補完性の原理も踏まえてどのような姿が望ましいのか住民に近いところで考えていただきたい。（県） <p>◎第3回（8月29日）</p> <p>①港湾施設普通交付税の試算について【情報共有】</p> <p>②役割分担の基本的な考え方について【意見交換】 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に、特に財政面での支援があれば各市町で行政区域内の公共土木施設の維持管理をしていくことは可能ではないか。（市町） ・ 海岸環境整備事業等で整備された海岸施設等の日常的な維持管理等については、管理者との契約により市町が実施するのが良いのではと考える。（市町）
<p>今後の検討方向</p>	<p>「単独市町内にある港湾施設の管理業務」や「海岸法5条6項の海岸日常管理」にテーマを絞って協議し、地域の意向に沿った運営が可能となるかどうかなど効率的、効果的な管理等のあり方を具体的に検討することとする。</p>

◎都市公園WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、松阪市、鈴鹿市、亀山市 計4名 県：県土整備部 都市政策室 3名</p>
<p>検討予定項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者へのサービス向上や効果的な公園運営の検討 ・補完性の原理の考え方にに基づき、望ましい公園管理のあり方を検討
<p>これまでの検討内容（意見）等</p>	<p>◎第1回（平成19年9月19日）</p> <p>①三重県内の都市公園の整備状況について【情報共有】</p> <p>②都市公園の望ましい管理のあり方について【意見交換】</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合公園や運動公園は利用目的が明確であるが住区基幹公園（街区、近隣、地区）は利用形態が様々であり、各々の管理者によって取組も異なる。（市町） ・公園管理は本来の設置者である行政の責任ではあるが、地元等の積極的な活用による部分的な管理委託も必要ではないか。（市町） ・今後は、県及び市の各々の施設管理者が相互に連携を図り、限られた財政のなかで、重複するような施設整備をすることなく、利用者ニーズを向上させるかを考える必要がある。（市町） ・都市公園は今後防災や健康づくりなど様々な用途に利用されることから、重要度は増してきており、広域的な防災面から公園配置の妥当性、有効性を検討するなど、公園が担う役割を県と市が再認識する必要がある。（市町） <p>※ ～平成19年8月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県における都市公園の整備状況調査 ・都市公園WGの目的及び検討事項に対する意見集約
<p>今後の検討方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園における安全・安心の確保及び市民参加に関して、県と市町の連携施策について検討を進める。 ・公園管理者としての県と市町の役割分担について検討を進める、

③ 民間活力の活用のあり方検討部会

検討部会設置の目的

指定管理者制度、市場化テスト等の公共サービスの提供方法が多様化する中で、サービスの質の向上や業務の効率化を図るため、外部委託を含めた民間活力の更なる活用方法について検討し、その推進を図っていく必要があります。

このため、新しい民間活力の活用手法について研究し、課題を整理のうえ、地域の実情を踏まえながら、活用のあり方や推進方策について検討します。

検討部会メンバー 14名（市町9名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／行政経営課	伊勢市／行政経営課	政策部地方分権・広域連携室	政策部市町行財政室
松阪市／経営推進室	○鈴鹿市／総務課	◎総務部 経営総務室	
名張市／行政改革推進室	亀山市／行政改革室		
志摩市／企画政策課	伊賀市／総務課		
大台町／総務課			

事務局●三重県 総務部経営総務室

検討事項

- ①民間活力の活用における考え方、取組状況、課題について情報共有
- ②新しい民間活力の活用手法の導入についての課題の整理、推進方策の検討

開催実績

(平成19年度)

第1回 [6/27] ⇒検討すべき民間活力の内容についての検討

第2回 [8/7] ⇒市場化テストについての研究・協議

第3回 [9/5] ⇒市場化テストについての講義

関西学院大学 稲澤克祐 教授

第4回 [10/5] ⇒中間報告、今後の進め方についての検討

検討内容及び検討結果

- ・活用すべき民間活力の手法として、まずは市場化テストについて研究することとしました。
- ・公共サービス改革法（いわゆる市場化テスト法）において、地方自治体が市場化テストを実施することが出来る公共サービスは、現在のところ窓口6業務に限られており、またその内容は各種証明書等の「受付及び引渡し」に限られていることから、法に基づく市場化テストの実施には民間委託による効果が期待されるほどには無いという認識で一致しました。
- ・その他、指定管理者制度などについて、他自治体の事例を研究するとともに、課題について整理し、検討を進めていくこととしました。

今後の予定

- 1 市場化テストについては、公共サービス改革法の理解をさらに深めるとともに、先進自治体における実施事例を研究していきます。
- 2 その他、指定管理者制度など、今後も引き続き活用すべきと考えられる民間活力の活用手法について、課題を整理のうえ、地域の実情も踏まえた検討を行っていきます。

④「新しい時代の公」と「文化力」を生かした取組検討部会

検討部会設置の目的

「新しい時代の公」と「文化力」は、県が提唱する考え方ですが、両者はともに県民一人ひとりが主体的に地域と関わるとともに、人と人の信頼や絆を深めることを基本に、地域社会の再生・創造をめざすもので、地域主権の社会の実現のためには、この二つの考え方が大切です。

そこで、当部会では、地域主権の社会の実現に向けて、地域の多様な主体が自ら考え、参画するという視点から、市・町及び県の取組方向を検討します。

市・町と県がこのような検討の場を設け、情報を共有することにより、これからの地域づくりにつなげていくことを目的とします。

検討部会メンバー 15名（市町10名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
津市／政策課	四日市市／市民文化課	◎政策部 企画室
伊勢市／政策課	○松阪市／まちづくり推進課	政策部 地方分権・合併室
鈴鹿市／企画課	鈴鹿市／地域課	
名張市／総合企画室	亀山市／市民参画協働室	
志摩市／企画政策課	東員町／政策推進課	

事務局 ●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部企画室

検討事項

地域における「新しい時代の公」と「文化力」を生かした行政の取組方法の検討

開催実績

(平成18年)

第1回 [5/29] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの検討

地域づくりと「文化力」について、「新しい時代の公」における行政の役割について、「文化力」と「新しい時代の公」について

第2回 [7/7] ⇒ 多様な主体が取り組む「公」の活動事例の紹介

第3回 [8/29] ⇒ 部会のアウトプットイメージの検討、多様な主体が取り組む「公」の活動事例の紹介、「文化力」を生かした地域づくりについて

第4回 [10/30] ⇒ 多様な主体が取り組む「公」の活動事例の紹介、「新しい時代の公」、「文化力」を生かした取組みの視点について整理

第5回 [12/26] ⇒ 「文化力」を生かした地域づくりについて、検討部会報告について

検討内容および検討結果

- ・ 「新しい時代の公」と「文化力」の視点から、各市町や県における多様な主体の取組み事例の検討を行った結果、「新しい時代の公」と「文化力」の考え方は、地域主権の社会を目指す上で、必要な考え方の一つであるという点について、一定の共通理解に立つことができました。(別添資料参照)

その上で以下の点について整理しました。

- (1) 「新しい時代の公」と「文化力」の考え方を取り入れた発想と多様な主体との連携・協力の方法
- (2) 多様な主体の参画を進める上で有効な事業展開方法

④ 新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会

検討部会設置の目的

公会計の整備については、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、地方公共団体及び関連団体等を含む連結ベースで、取り組むことが求められているところであり、さらに、地方公共団体の財政運営に対する住民の関心が高まりつつある状況を受けて、県と県内市町との協働によって検討部会を設置し、貸借対照表等の財務諸表の作成にかかる実証的検証やその他諸課題について検討を行います。

検討部会メンバー 20名（市町15名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／財政課（2名）	四日市市／財政経営課	◎政策部市町行財政室（4名）	
伊勢市／財政課	松阪市／財務課	政策部地方分権・広域連携室	
桑名市／財政課	鈴鹿市／財政課		
名張市／財政経営室	亀山市／財務室		
熊野市／市長公室	いなべ市／政策課		
志摩市／財政課	伊賀市／財政課		
東員町／総務課	○大台町／財政調整課		

事務局●三重県政策部市町行財政室

検討事項

- ① 公会計モデルの研究
 - ・総務省主催の研究会で示された「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究
- ② 資産評価の実証的検証
 - ・資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方の検証

③ その他

- ・未作成団体に対する整備促進のあり方の検討
- ・予算編成、決算分析への活用のあり方の検討

開催実績

(平成19年度)

第1回 [6/7] ➡ 検討部会の趣旨等について

検討部会の今後の進め方について

第2回 [8/3] ➡ ワーキンググループ (WG) の設置について

新地方公会計制度実務研究会の報告書 (検討案) の概略について

検討部会の取組方向等について

《講演会の開催》

(平成19年度)

・第1回 [9/4] ➡ 「地方公会計改革セミナー」の開催

《新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 ワーキング・グループ》

(平成19年度)

・第1回 [9/6] ➡ 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討

・第2回 [10/4] ➡ 回収不能見込額の算定方法等の検討

検討内容及び検討結果

1 新地方公会計制度実務研究会報告書 (検討案) の概略検討

総務省方式改訂モデルと現行総務省方式との比較を行い、総務省方式改訂モデルの作成のポイントとなる点について検討を行いました。

2 地方公会計改革セミナーの開催

総務省自治財政局財務調査課職員並びに浜松市財務部財政課職員を講師として招聘し、地方公会計制度の理論と実践をテーマに講演会を実施し、当該制度の内容及び今後の取り組むべき方向について理解を深めました。

3 実作業に係るWGの設置

(メンバー：市町9名、県5名 事務局：三重県政策部市町行財政室)

① 売却可能資産の洗い出し及び資産の方法等の検討

売却可能資産の範囲、洗い出しの方針、評価手法について、それぞれ検討を重ね、県内各市町が取り組むための方向性を示す指針を策定しました。

② 回収不能見込額の算定にかかる検討

債権に係る回収不能見込額の算定に関して、各メンバーが属する市町の現状を踏まえながら、回収不能額の見込み方について一定の方向性を見いだすことができました。今後は、さらに標準的な考え方を整理していきます。

今後の予定

- 1 平成19年度は、貸借対照表の作成に関して重要となる事項（資産評価、不能欠損の見込み、第三セクター等に対する出資金の評価等の方法等）について、ワーキング・グループを中心に研究・検討を行います。
- 2 検討内容・結果を適宜県内各市町へ提供し、各市町における検討の一助となるよう取り組んでいきます。また、県内各市町における公会計整備が進展するよう今年度末までに中間報告書を策定するとともに、可能な範囲で財務諸表（普通会計ベースの貸借対照表）の試作に取り掛かります。

⑤ 情報システム等の共同化検討部会

検討部会設置の目的

財政状況の厳しい中、行政が住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくには、情報通信技術を活用して、共同化を進めることは大きな効果があります。

総務省においても、自治体ごとのシステム開発に伴う重複投資の回避及び低廉でセキュリティの高い電子自治体を目指して、「共同アウトソーシング」による電子自治体の推進を提唱しています。

情報システム等の共同化について以前から市町と検討を進めてきたところです。その結果、共有デジタル地図整備に関しては、今年度より県及び全市町の共同事業として、全市町で構成する一部事務組合である三重県自治会館組合において取組を開始しました。

電子申請、電子入札、入札参加資格者登録・受付といったシステム等については、県民の利便性向上や経費の削減など導入効果を明確にするなど今後も継続して協議を行い、共同化に取り組んでいきます。

検討部会メンバー

34名（市町29名、県5名）

市 町	県	
全市町情報担当課	◎政策部情報政策室	地方分権・広域連携室
		県土整備部 建設業室、 他関係室

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部情報政策室

検討事項

- ① 引き続き共有デジタル地図の整備を着実に進めるとともに、その具体的な更新・運用方法や、地図の利活用方策を検討していく。
- ② 平成18年度に協議してきた入札参加資格者登録・受付、電子入札、電子申請等の情報システムの共同化について、引続き協議をすすめる。
- ③ 情報セキュリティ対策など広域で検討を行う事項についても情報交換を行うとともに共同での取り組みについて検討する

開催実績

(平成18年)

- 第1回 [5/22] ⇒ 情報システムの共同化
- 第2回 [6/28] ⇒ 内部管理業務の共同アウトソーシングについて
- 第3回 [9/21] ⇒ 情報システム共同化の今後の進め方について
デジタル地図整備(空中写真)の進捗状況について
- 第4回 [10/26] ⇒ 共有デジタル地図の整備について
- 第5回 [11/20] ⇒ 共有デジタル地図の整備について
入札参加資格登録申請の共同受付・審査について
- 第6回 [H19.1/25] ⇒ 情報システム共同化の今後の進め方について
共有デジタル地図の入札について
- 第7回 [H19.3/22] ⇒ 共有デジタル地図整備に関する進捗状況について
情報システム共同化の今後の進め方について

(平成19年度)

- 第1回 [6/26] ⇒ 情報システムの共同化にかかる本年度の計画について
- 第2回 [10/ 7] ⇒ 情報システム共同化の進捗状況(共有デジタル地図整備、
入札参加資格者登録共同化等)について

《共有デジタル地図整備》 5/10 第1回整備運営検討部会

8/28 第2回整備運営検討部会

《入札参加資格登録》 6/8 第1回WG

7/17 第2回WG

8/6 第1回市町説明会

8/30 第3回WG

9/7 第2回市町説明会

《電子入札》 6/22 第1回WG

7/17 第2回WG

8/6 第1回市町説明会(入札参加資格登録と同時開催)

検討内容及び検討結果

【共有デジタル地図整備】

実施主体である三重県自治会館組合と連携して、全市町を対象とした個別のヒアリングを実施し、各業務における地図・空中写真の具体的な利活用状況について調査・意見交換を行ってきました。

この結果を踏まえ、検討部会では、地図・空中写真の利活用に関する取り決め（運用管理規程）並びに次の全体更新の手法の比較などを協議検討しています。

これまでの検討部会での主な合意事項は次のとおりです。

- ・ 共有デジタル地図の「データ仕様」、「整備要領」、「検査要領」
- ・ 空中写真成果の運用管理に関する基本的な考え方
- ・ 全体更新計画の比較、検討を実施するために、更新サイクルを6年とすること。
- ・ 更新計画案、運用管理規程等の骨子を作成するために幹事会を設置すること。

また、現在実施中のデジタル地図整備委託業務の進捗状況について、委託事業者から報告を受けるとともに、業務に必要となる資料提供、現地調査への協力・調整なども行なってきました。

【入札参加資格登録】

WGにおいて工事・測量・コンサル関係における入札参加資格者登録における手続き方法やスキーム等における制度設計や実施方法の検討・協議を行ないました。

また、共同化実施については、WG参加市町の他、全市町に対する周知や説明が必要であるため、全市町の担当課長への説明会を実施してきました。

この結果、概ね共同化方法が整ったため、共同化への参加意向を調査したところ、多くの市町から参加意向が出されたため、本年度早期に事業実施のための協議会を設立する予定です。

また、併せて物品・役務における入札参加資格者名簿共同化についての意向を調査したところ、多くの市町から共同化意向が示されました。

【電子入札】

本年度のWGにおいて、電子入札システム共同化におけるシステム導入パターンについて、意向調査を行ったところ、県と同様のシステムを県とは別のサーバで市町が構築し、運用面において共同化を図るパターン意向が高いという結果となりました。

【今後の予定】

【共有デジタル地図整備】

引続き平成20年度末の完成に向けて、事業実施主体である三重県自治会館組合と連携・協力し、共有デジタル地図整備事業を着実に進めていきます。

今後の検討部会で取り組む主な内容は、

- ① 成果の運用管理規定に関して、手続き窓口の一元化、権利関係（著作権）の整理、具体的な運用方法（「提供の媒体」、「手数料」、「刊行物としての販売」など）について
- ② 継続的な地図更新を行なうため、更新に着手する時期、更新手法（例えば主要道路や河川のみ修正していく等）について検討を進め、運用管理規程の策定や更新に関する具体的な制度設計を行なっていく予定です。

また、デジタル地図整備やその利活用に関連して必要な事項について、県として必要な支援を行なっていく予定です。

【入札参加資格登録】

「三重県入札参加資格者名簿共同運営協議会（仮称）」を設立するとともに、参加自治体間で共同化にかかる基本協定の締結を行なう予定です。

選定された作業主体と委託契約を締結し、名簿の共同化を行ないます。

共同化名簿を継続して運用していくために、来年度以降にかかる新規、変更、廃止等の手続きについても共同化の枠組みによる実施内容の協議を行う予定です。

物品・役務にかかる入札参加資格者名簿の共同化についても、今後WGにおいて工事・測量・コンサル関係の共同化の仕組み等を援用するなどして共同化の検討を進める予定です。

【電子入札】

引き続きWGにおいて、主に下記の内容等について調査検討を進める予定です。

- ① 導入にかかる費用（構築、運用、費用負担等）の調査検討
- ② 必要とされる機能（業者管理、入札情報公開等）に関する調査、検討
- ③ 各市町における入札制度との調整
- ④ 導入スケジュールの検討 など

【その他】

情報システム等共同化にかかる意向や課題等を各市町個別に訪問し、意見交換を行う中で、今後の共同化に向けた方向を探っていく予定です。

情報システム等共同化検討部会の進捗状況と今後の予定について

財政状況の厳しい中、行政が住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくには、情報通信技術を活用して、共同化を進めることは大きな効果があります。

以前から検討を進めてきたなかで、共有デジタル地図整備に関しては、今年度より県及び全市町の共同事業として、全市町で構成する一部事務組合である三重県自治会館組合において取り組みを開始したところです。

電子申請、施設予約、電子入札といったシステム等の共同化については、県民の利便性向上や業務の透明性の確保、経費の削減など導入効果を明確にするため、時間をかけた協議を進めており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。

1 共同化の検討・推進体制

- (1) 共同化案の作成については(財)三重県市町村振興協会が事務局となって協議を行っているそれぞれのWGにおいて検討し、取りまとめることとしました。
- (2) 各WGで議論した共同化案をもとに、三重県電子自治体推進連絡協議会（＝情報システム等共同化検討部会）でさらに協議・検討を行い、合意形成を行います。
- (3) 合意された共同化案を各市町それぞれにおいて首長の了解を得た上で、参加決定を行うこととします。

2 共有デジタル地図整備

- (1) 空中写真の撮影業務については、平成18年7月より（財）三重県市町村振興協会において先行して実施中です。
- (2) デジタル地図整備については、三重県自治会館組合（一部事務組合）の規約が改正され、組合が実施主体となって県と全市町が共同で共有デジタル地図の整備・更新を行っていくこととなりました。
- (3) 共有デジタル地図の整備仕様について県と市町で合意されましたので、現在、三重県自治会館組合において共有デジタル地図整備委託事業者の選定を行っています。
- (4) 引き続き、県と市町が共同して共有デジタル地図の整備を着実に進めるとともに、平成20年度に地図整備が完了することから、共有デジタル地図の具体的な運用・更新方法や、地図の利活用方策を検討していく予定です。

3 電子申請システム

国においては、IT戦略本部の『IT新改革戦略』や重点計画－2006において、市町村の電子申請を2010年（平成22年）度までに開始することの他、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とすることなどを掲げています。

一方で電子申請システムの導入には高額な費用が必要なことから、国の動向や他都道府県の状態を見ながら、費用対効果など住民への説明責任を果たせる電子申請システムのあり方や意義について十分な議論と整理を行い、平成22年度を1つの目途として検討を継続することとしました。

このことから、県としては、現行の県電子申請システムの更新時期（平成20年度末）を延長することにより、県市町のシステム共同構築事業への参加を予定しています。

なお、入札参加資格者登録・受付の共同化に関しては、県電子申請システムを活用することを想定しています。共同で実施することにより、行政側、業者側とも効率化を図ることができますが、市町の実態を踏まえて共同化を行う必要があるため、別途メンバーを募り作業部会を設置して集中的に協議を行うこととしています。検討内容としては、登録期間や審査方法、入札参加資格者登録における項目の共通化などがあります。

今後、こういった協議を踏まえ、実施に向けた共同化実施案のとりまとめを進めたいと考えています。

4 施設予約システム

公共施設予約システムを導入する場合、共同化（広域化）することにより、更に住民の方の利便性向上を図ることができるため、既に導入済や導入に関心がある市町で検討を行ってきました。

本システムを共同導入することについては、既に導入済みの団体があることや指定管理者との調整が必要なこともあり、まとめて新規に導入することは難しいものの、早急に導入したい団体もあることから、ASPを利用する（ネットワークを利用して広域で展開しているシステム利用サービスを事業者からレンタルする）ことによる共同発注も想定して検討を継続することとしています。

なお、施設予約システムの本格的な導入については、電子申請の1類型という考え方から電子申請WGで協議を行っていきます。

IV. 新規検討部会の設置

⑥ 「人口減少と地域社会」についての検討部会

検討部会設置の目的

日本の総人口は、2005年をピークに既に減少局面に入っており、三重県においても、やがて人口が減少することは避けられない状況にあります。こうした中、人口減少が地域社会に与える影響を的確にとらえ、中長期的な展望のもと、県や市町、地域、企業、県民一人ひとりなど多様な主体により、社会全体で対応していくことが必要となっています。

そこで、人口減少が本格化していると考えられる2030年を見据え、各地域の現状も踏まえながら、人口減少が三重県の地域社会にもたらす影響や対応策について検討します。

検討部会メンバー 24名（市町19名、県5名）

市 町		県	
津市／政策課	四日市市／政策課	政策部企画室	政策部地方分権・広域連携室
伊勢市／行政経営課	松阪市／政策課	政策部地域づくり支援室	農水商工部農山漁村室
鈴鹿市／企画課	名張市／総合企画政策室	農水商工部観光局観光・交流室	
尾鷲市／市長公室	亀山市／企画経営室		
熊野市／市長公室	志摩市／企画政策課		
伊賀市／企画調整課	木曾岬町／企画調整課		
東員町／政策推進課	川越町／企画情報課		
多気町／企画調整課	大台町／企画課		
大紀町／企画振興課	紀北町／企画課		
紀宝町／企画調整課			

助言者●三重大学／安食和宏 教授、四日市大学／東川薫 准教授

事務局●三重県政策部 企画室

検討事項

- ①人口の将来予測について
- ②人口減少の背景・要因について
- ③人口減少による地域社会への影響について
- ④現地ヒアリング調査について
- ⑤人口減少社会への対応策について

開催実績

(参考)

事前検討会〔9/10〕➡協議計画書に進じて今後の進め方説明

- ①「人口減少社会」に関する調査検討の概要について
- ②「人口減少社会」の調査検討にかかる現地調査について

検討内容及び検討結果

- 1 「人口減少社会」に関する文献等の資料を整理するとともに、現地ヒアリング調査を行いながら、本県の実情に応じた検討を進めていくことを確認しました。
- 2 市町と連携し、学識者の助言も得ながら、県内14箇所（市街地、住宅地、農山村、漁村、限界集落の5分類）で現地ヒアリングを実施しつつあります。

今後の予定

- 1 現地調査の結果を整理し、人口減少による地域社会への影響を明らかにしながら、全国各地での対応事例も参考に、今後の方策を検討し方向性を示していきます。

參考資料

県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(協議等事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
- (2) 専門性強化のための取組に関する事項
- (3) 包括的権限移譲の推進に関する事項
- (4) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県副知事、市長会会長及び町村会会長

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部地方分権・広域連携室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第12条 総会は、構成員（またはその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第13条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第10条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部地方分権・広域連携室が招集する。

(検討部会)

第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成19年6月6日から施行する。

別 表 (第4条関係)

県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県出納長
副会長	亀山市長		政 策 部 長
	大紀町長		東紀州対策局長
	三重県副知事		地域支援担当理事
委 員 (市町)	津 市 長	委 員 (県)	総 務 部 長
	四日市市長		防災危機管理部長
	伊勢市長		生 活 部 長
	松阪市長		健康福祉部長
	桑名市長		環境森林部長
	鈴鹿市長		環境森林部理事
	名張市長		農水商工部長
	尾鷲市長		観 光 局 長
	鳥羽市長		県土整備部長
	熊野市長		県土整備部理事
	いなべ市長		企 業 庁 長
	志摩市長		病院事業庁長
	伊賀市長		教 育 長
	木曾岬町長		桑名県民センター所長
	東員町長		四日市県民センター所長
	菰野町長		鈴鹿県民センター所長
	朝日町長		津県民センター所長
	川越町長		松阪県民センター所長
	多気町長		伊勢県民センター所長
	明和町長		伊賀県民センター所長
	大台町長		尾鷲県民センター所長
	玉城町長		熊野県民センター所長
	度会町長		
	南伊勢町長		
	紀北町長		
	御浜町長		
紀宝町長			

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第2項の規定により、検討部会（研究会を含む）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。
- 4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第 8 条 検討部会は、第 6 条及び第 7 条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 7 日から施行する。

検 討 部 会 協 議 等 計 画 書

協議等テーマ	
目 的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

別紙様式2（第7条関係）

検討部会協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	